

## 消費生活相談



### 銀行で投資信託を勧められた！

「一人暮らしの母親が銀行員から勧められて投資信託の契約をした。母親は、元本割れする商品とは思っていない。解約できないか」という相談が、遠方に暮らす家族からありました。

家族が母親に聞いたところ、「銀行の定期預金が満期になり、その報告や金融商品の案内に自宅を訪れた銀行員から説明を聞き、後日契約した。銀行から勧められたので定期預金と同様に元本保証と思っていた」ということでした。

投資信託や保険などが銀行の窓口で販売され、高齢者を中心にトラブルが発生しています。

当センターで母親が銀行から受け取った書面を確認したところ、投資信託であること、元本保証ではないことが記載され、母親の署名・押印がありました。

このような場合、販売時によほどの問題がない限り、銀行に申し出ても母親の主張を受け入れて解約をしてもらうことは難しく、弁護士相談や裁判外紛争解決手続きを案内することになります。

銀行だから元本保証の商品だと思い込んで安易に契約してしまうことが多いようですが、元本保証ではない金融商品も販売されています。注意してほしいことは、銀行員の説明とともに書面を確認すること、購入にあたっては一人で即座に判断しないこと、不審な点や不明な点がある場合は契約は控えましょう。

不審な場合は、消費生活センターにご相談ください。

### 【問い合わせ】

消費生活センター… ☎24局

0077